

「緊急輸送路沿道ブロック塀等安全確保事業」 補助制度のご案内

■ 補助対象となる倒壊の危険性のあるブロック塀等 ※①～④の条件を全て満たすもの

- ①倒壊の危険性のあるブロック塀、石塀、れんが塀、その他これらに類する塀
※本制度は組積造の塀のみ補助対象のため、コンクリート塀、万年塀及び門柱は補助対象外。
- ②地域防災計画に位置づけられた、緊急輸送路沿道のブロック塀等
※緊急輸送路とは災害時に緊急車両の通行を確保する重要な路線で、国道301号線や県道3号線などが該当します。詳しくはウェブサイトをご確認ください。
- ③道路面から0.6mの高さを越える塀等
※補助対象は2段積み以上のブロック塀等。
- ④長さが延べ3m以上の塀等

■ 補助内容、補助金額

①	ブロック塀等を撤去する場合	撤去にかかる経費と市算出費用とを比較して、 いずれか少ない額の3分の2以内とし、 1敷地132,000円を限度とする。
②	新たにフェンス等を設置する場合	設置にかかる経費と市算出費用とを比較して、 いずれか少ない額の3分の1以内とし、 1敷地 80,000円を限度とする。
③	新たに生け垣や植え込みを設置する場合	設置にかかる経費と市算出費用とを比較して、 いずれか少ない額の3分の2以内とし、 1敷地164,000円を限度とする。 ※③の補助は静岡県の「豊かな暮らし空間創生住宅地認定等要綱に基づく緑のいえなみ整備基準」を満たし生け垣等を設置する場合に限ります。

※①と②又は③は併用が可能です。②と③の併用は不可です。

■ 補助の条件

- ・ ブロック塀の場合は全部（基礎、土留め部分を除く）を撤去すること。
- ・ 撤去後に新たに塀等を設ける場合は、建築基準法等に基づく安全な塀（ブロック塀を除く）にすること。また、建築基準法上の道路内には築造しないこと。

詳細は湖西市ウェブページをご覧ください。



ブロック塀などの撤去・改善に対する補助金

【問い合わせ先】

湖西市役所 都市整備部 建築住宅課
〒431-0492 湖西市吉美 3268
TEL:053-576-4549 FAX:053-576-1897

裏面 申請の流れの説明→

湖西市緊急輸送路沿道ブロック塀等 安全確保事業補助制度の補助申請の流れについて

① 事前相談	
↓	
② 「交付申請書」の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正副2部提出 ※副本はコピー可。 ・ 添付書類：申請書に記載の通り。 ・ 添付書類の見積書は補助対象部分のみが記載された見積書を提出して下さい。
↓	
③ 現地確認	現地にて担当職員が交付申請書の内容と相違がないか確認します。
↓	
④ 「交付決定通知書」の交付	市より申請者へ交付します。
↓	
⑤ 工事着手	工事内容に変更がある場合は「事業計画変更承認申請書」を提出し、変更交付決定通知書の交付が必要となります。
↓	
⑥ 工事完了	
↓	
⑦ 「完了報告書」の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正副2部提出 ※副本はコピー可 ・ 添付書類：申請書に記載の通り ・ 施工前と施工後の写真は同じ位置で撮影したものを提出してください。
↓	
⑧ 完了検査	現地にて担当職員が申請書及び完了報告書の内容と相違がないか確認します。
↓	
⑨ 「交付確定通知書」の交付	市より申請者へ交付します。
↓	
⑩ 請求書の提出	交付確定通知書の交付後、速やかに提出すること。 ※最終期限を2月上旬とします。
↓	
⑪ 補助金の支払い	

【注意】④交付決定通知の交付前に着工した場合、補助対象外となります！